

公 告

SNS を活用した広報・広聴推進に係る伴走型支援事業について、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 事業の概要

(1) 事業名

SNS を活用した広報・広聴推進に係る伴走型支援事業

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

令和8年度の単年度契約とするが、契約期間終了後も引き続き事業を継続する必要がある場合は、事業の遂行状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、令和9年度以降の契約を更新する。

(3) 事業の目的

別紙「SNS を活用した広報・広聴推進に係る伴走型支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

鳥取市内

(5) 事業の内容

仕様書のとおり

(6) 契約上限額

金 5, 170, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 本件公募型プロポーザルの公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (3) 法人格を有し、かつ、本事業内容を十分に理解した上で事業を円滑に遂行できる者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者であること。
- (8) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者の利益になる活動を行う者でないこと。
- (9) 複数の法人が共同して本業務に携わることで、より効果的かつ効率的な事業運営が可能となる場合は、共同企業体やコンソーシアム等（以下「グループ」という。）による参加を認めることとする。ただし、グループによる参加にあたっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 本件公募型プロポーザルの参加及び受託者となった場合の契約履行におけるグループの名称、構成員の役割並びに連帯責任の割合等及びグループを統括する代表者を定めた協定書又はこれに準ずる書類（いずれも任意様式）を併せて提出すること。
 - イ 本件公募型プロポーザルにおいて、グループの構成員が他のグループの構成員となり、又は単独で参加していないこと。
 - ウ グループの構成員が、(1) から (8) までの要件をすべて満たしていること。
- (10) 鳥取市内に本店や支店、営業所等の事業拠点を持っていない者（構成員のうち1人以上が事業拠点を鳥取市内に有しているグループは除く）が本事業へ参加し、受託者となることを希望する場合は、継続的に本市と関わっていく観点から、本事業の着手後速やかに、鳥取市内にサテライトオフィス（シェアオフィス等も可）を設立すること。
- (11) 本件公募型プロポーザルの公告の日までの間に、他の官公庁又は法人等に対して、SNSの運用に関する戦略や方針策定のコンサルティング（媒体選定含む）及び研修開催をした実績があること。グループで参加する場合は、構成員のうち少なくとも1人以上が当該実績を有すること。

3 実施要領等の交付

SNSを活用した広報・広聴推進に係る伴走型支援事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書を鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp/>）に掲載する。

交付期間及び時間は、令和8年7月3日(金)午前10時00分から令和8年7月22日(水)午後5時までとする。

4 参加表明書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

5 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

6 選定方法

SNS を活用した広報・広聴推進に係る伴走型支援事業に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本事業の実施に最も適していると認められる事業者を受託候補事業者として選定する。

7 契約の締結等

本事業の契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）に基づき、実施要領に定めるところにより、企画提案書とともに提出した見積書に記載した見積額の範囲内で選定委員会において選定された受託候補事業者と締結する。

8 その他

その他詳細は、実施要領による。

9 担当課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市企画推進部 秘書課広報メディア室（鳥取市役所本庁舎3階33番窓口）

電話：(0857) 30-8008 ファクシミリ：(0857) 20-3040

電子メール：kouhou@city.tottori.lg.jp